

愛知県中小企業人材確保採用力強化支援事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 愛知県中小企業人材確保採用力強化支援事業補助金（以下「補助金」という。）は、採用活動に課題を抱えている中小企業等の人材確保を支援するため、これらの中小企業等が行う採用活動に要する経費に対して予算の範囲内で交付するものとし、その交付に関しては、愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号。以下「規則」という。）及びその他法令の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「中小企業等」とは、常時雇用する従業員数が300人以下の法人又は個人事業主をいう。
- (2) 「補助事業者」とは、補助金の交付を受けようとする者又は補助金の交付を受けた者をいう。

(対象事業主)

第3条 この要綱において、補助金の交付対象となるのは、中小企業等のうち、第8条に定める交付申請日時点において次の各号をすべて満たしている者（以下「対象事業主」という。）とする。

- (1) 愛知県内に本社又は主たる事業所を有すること。
- (2) 国や地方公共団体等の公共法人（法人税法別表1の「公共法人」）に該当するものでないこと。
- (3) 愛知県の関係団体でないこと。
- (4) 国又は地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの四分の一以上を出資している法人でないこと。
- (5) 雇用保険の適用事業所であること。
- (6) 過去3年間に労働関係法令に係る重大な違反に問われていないこと。
- (7) 愛知県税に未納の徴収金がないこと。
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第4項に規定する接待飲食等営業（同条第1項第1号に該当するものに限る。）、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業を行っていないこと。
- (9) 愛知県暴力団排除条例（平成22年10月15日愛知県条例第34号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (10) 中小企業人材確保採用力強化支援事業における採用戦略支援塾（企業向けセミナー）及び伴走型支援を受けていること。

2 前項に掲げる要件を満たす場合であっても、知事が適当でないと判断した場合は補助金の交付対象外とする。

(補助金の交付対象事業)

第4条 補助金の交付対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、対象事業主が行う次に掲げる採用活動とする。

- (1) 愛知県外で開催される就職・転職フェア等への出展
- (2) 就職情報サイトへの求人情報等の掲載
- (3) ダイレクトリクルーティングサービスの利用
- (4) その他愛知県外からの人材確保に資する取組のうち県が認めたもの

(補助対象経費)

第5条 補助の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条の補助事業を実施するために直接必要な経費とし、その範囲は別表1のとおりとする。ただし、消費税及び地方消費税相当額は補助の対象としない。

2 同一年度内に国（独立行政法人を含む。）又は地方自治体の他の補助金等の交付を受けた経費及び交付を受ける予定の経費については、その補助金等の額を控除した額を本補助金の補助対象経費とする。

(補助額の算出方法)

第6条 補助金の補助率及び補助上限額は、別表2のとおりとする。

2 補助金の額は、補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額と補助上限額を比較して、いずれか少ない方の額を交付する。

3 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(暴力団排除に関する誓約)

第7条 補助事業者は、愛知県暴力団排除条例（平成22年10月15日愛知県条例第34号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者ではないことを様式第1号の補助金交付申請書の提出をもって誓約したものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 規則第3条の規定により補助金の交付の申請をしようとする補助事業者は、知事に対し、様式第1号の補助金交付申請書を知事が定める日までに提出しなければならない。

2 補助事業者は、事業目的達成のために交付決定前に事業を実施する必要がある場合には、様式第3号の事前着手届出書を様式第1号の補助金交付申請書に添えて知事に提出しなければならない。ただし、この届出の受理は、補助事業として補助金を交付決定することを保証するものではない。

(補助金の交付決定)

第9条 知事は、前条の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、その結果に基づき交付決定又は不交付決定を行い、その旨を速やかに当該補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

3 知事は、交付決定日より前に発生した経費についても、前条第2項により様式第3号の事前着手届出書の提出があった場合は、交付の対象とすることができる。

4 知事が交付する補助金は、第1項の交付決定額を超えることができない。

(補助事業の変更、中止又は廃止の承認)

第10条 補助事業者は、次の各号に掲げる場合には、速やかに様式第4号の変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の内容を著しく変更しようとする場合

(2) 出展を予定していた就職・転職イベントの延期等により補助事業の遂行が困難となり、補助事業を中止又は廃止する場合

(3) その他の理由により、補助事業を中止又は廃止する場合

2 前項の承認について、知事は条件を付す、または交付決定の内容を変更することができる。

(状況報告等)

第 11 条 知事は、補助事業者に対し、補助事業に関し必要な指示をし、報告を求め、又は検査することができる。

(実績報告)

第 12 条 補助事業者は規則第 13 条に定める補助事業の実績について、知事が定める日までに様式第 5 号の実績報告書を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者が、前項の実績報告書をやむを得ない理由により提出できない場合、知事は期限について猶予することができる。

(補助金の額の確定)

第 13 条 知事は、前条第 1 項の報告を受けた場合においては、報告書等の関係書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第 10 条に基づく承認を行った場合は、その承認後の内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第 14 条 補助金は、補助事業完了後に交付する。

(補助金の請求)

第 15 条 補助事業者は、第 13 条の規定により補助金の額の確定通知を受けたときは、知事が定める日までに様式第 6 号の請求書を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第 16 条 知事は、補助事業者が次に掲げる各号のいずれかに該当すると認められる場合は、補助金の交付決定を取り消すものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けた場合

(2) 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助金の対象事業主ではないことが判明した場合

(4) 第 10 条に規定する申請書の提出又は、第 12 条に規定する報告書の提出を怠った場合

2 知事は、前項の規定による取消しをしたときは、期限を定めて、当該取消しに係る額の返還を命ずるものとする。この場合において、補助事業者は、規則第 18 条の規定の例により加算金及び遅延利息を県に納付しなければならない。

(書類の整備)

第 17 条 補助事業者は、補助事業に係る経理についてその収支の事実を明確にした帳簿及び証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

(補助事業者の協力義務)

第 18 条 補助事業者は、補助事業の改善等のために県が行う調査に対し、誠実に対応しなければならない。

(細目)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年5月12日から施行する。

別表1（第5条関係）

以下の経費を補助対象とする。

1 就職・転職フェアへの出展	
出展料	小間料金、web サイトへの登録料等、出展条件として展示会主催者に支払う経費
施工費・装飾費	ブースの壁面や床面の工事及び照明やコンセントの電気工事等に係る経費、ブースのデザイン・装飾に係る経費
設備リース料	ブースで使用する機器等のリース・レンタルに要する経費 例：モニター、スピーカー、机、椅子等
電気使用料	ブースでの電気使用に係る経費
運搬費	展示物の輸送、搬入・搬出に係る経費
配布物作成費	採用活動で使用するパンフレット、ノベルティ等の配布物の作成に係る経費
2 就職情報サイトへの求人情報等の掲載	
掲載料	求人情報等のサイトへの掲載に係る経費
3 ダイレクトリクルーティングサービスの利用	
利用料	ダイレクトリクルーティングサービスの利用に係る経費
4 その他	
その他の経費	補助事業の実施に必要な経費であって、上記のいずれの区分にも属さないものであり、原則として、当該事業における採用活動のために使用されることが特定・確認できるもの。（自社のホームページ、企業紹介動画の作成など）

別表2（第6条関係）

補助金の補助率及び補助上限額は、以下のとおりとする。

補助率	補助上限額
3分の1以内	200,000円